## 議案第53号

三朝町総合開発計画審議会条例の一部改正について

次のとおり三朝町総合開発計画審議会条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年5月12日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成12年5月12日原案可決 三朝町議会議長 藤井 享

三朝町総合開発計画審議会条例の一部を改正する条例

三朝町総合開発計画審議会条例(昭和49年三朝町条例第17号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三朝町総合計画審議会条例

第1条中「三朝町総合開発計画審議会」を「町長の附属機関として、三朝町総合計画審議会」に改める。

第2条中「総合開発計画」を「新たな総合計画の策定」に改める。

第3条第1項中「委員16人」を「委員20人以内」に改め、同条中第3項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。